

使用前検査申請内容の変更について

発室発第145号
令和5年11月29日

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号
氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

令和2年4月17日付け発室発第17号をもって申請（令和4年3月24日付け発室発第176号，令和4年5月10日付け発室発第19号，令和5年8月8日付け発室発第61号にて記載事項変更）しました東海第二発電所使用前検査申請書の記載事項を変更しましたので，実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 変更内容

1. 1 使用前検査申請書

東海第二発電所

使用前検査申請番号

発室発第17号（令和2年4月17日）

以下，使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

発室発第176号（令和4年3月24日）

発室発第19号（令和4年5月10日）

発室発第61号（令和5年8月8日）

2. 変更理由

管理区域内検査場所の追加に伴い，工事の工程における放射線管理に関する説明書の記載を変更する。

工事の工程における放射線管理に関する説明書（変更前）
（東海第二発電所の変更の工事）

本工事の検査場所は、管理区域外であるため放射線管理は該当しない。

工事の工程における放射線管理に関する説明書（変更後）

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止のため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、防護具の適切な着用について指導及び助言を行う。

b. 個人被ばく管理

線量は、電子式個人線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区分

東海第二発電所 タービン建屋

a. 汚染区分

A区域^(注1)

(注1)：汚染のおそれのない区域

b. 線量区分

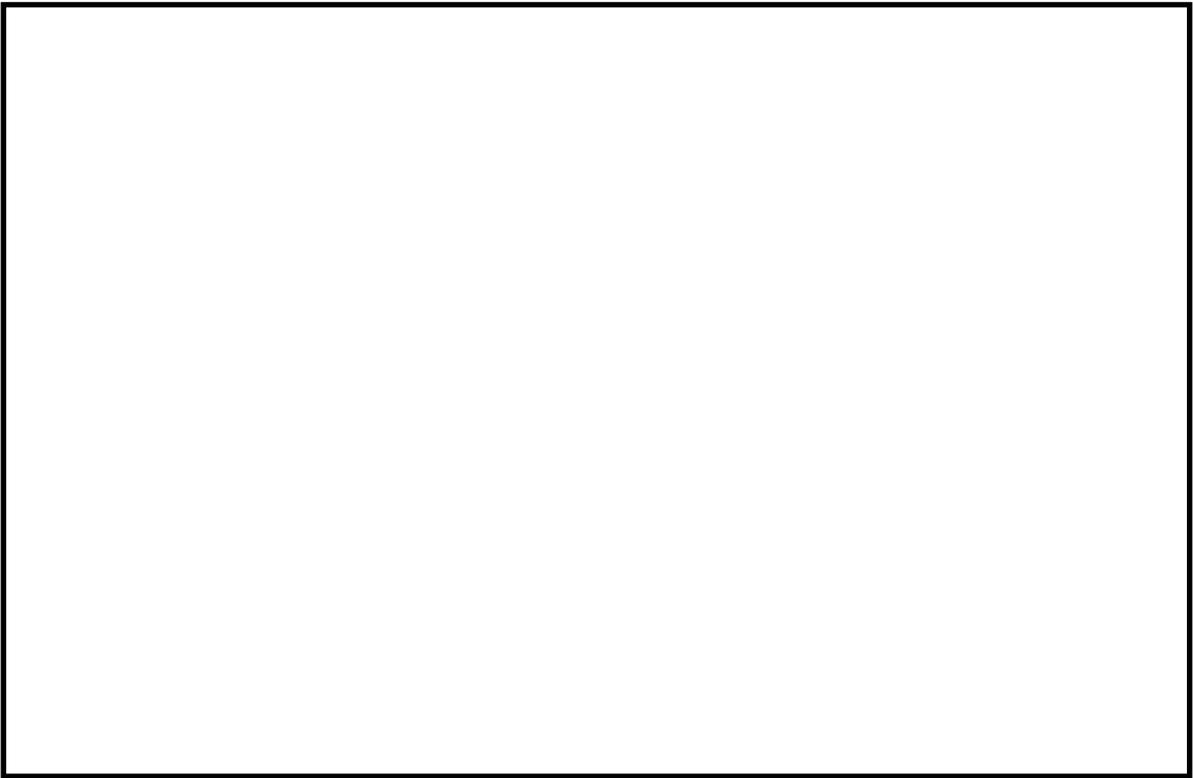
1区域^(注2)

(注2)：0.1 mSv/hを超えるおそれのない区域

(3) 管理区域検査場所図

別紙参照

管理区域検査場所図



 : 検査場所

 の内容は防護上の観点から公開できません。